



注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
動 産	3年～ 8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 株式交付費は従来、発生時に一括処理しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用し、株式交付費のうち、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動に係る費用は資産として計上し、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。

8. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記28. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）に

より引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は92,826百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当期末は年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他の資産」に含めて計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
12. 役員及び執行役員に対する退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の公表を踏まえ、当期から引当金を計上する方法を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益が159百万円、税引前当期純利益が608百万円減少しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。
15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ

対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

17. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権はありません。

19. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務はありません。

20. 関係会社の株式（及び出資）総額 182,637 百万円

21. 関係会社に対する金銭債権総額 85,742 百万円

22. 関係会社に対する金銭債務総額 62,610 百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 78,709 百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,325 百万円

25. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

26. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,669百万円、延滞債権額は41,746百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

27. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は164百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69,719百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

29. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は118,299百万円であります。

なお、26. から29. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,551百万円であります。

31. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,763,501百万円

貸出金 68,879百万円

その他の資産 70百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,180百万円

コールマネー 44,000百万円

売現先勘定 114,467百万円

債券貸借取引受入担保金1,062,543百万円

借入金 226,600百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 232,017百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は10,208百万円であります。

32. 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,053百万円

33. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 136,160百万円が含まれております。
34. 社債には、永久劣後特約付社債 121,459百万円が含まれております。
35. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。
36. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は239,702百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ239,702百万円減少しております。

37. 1株当たりの純資産額 415円 49銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は5円56銭減少しております。

38. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は3,002百万円であります。

39. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。以下 43. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	40,864	△199

満期保有目的の債券で時価のあるもの。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	592,228	592,820	591	700	109
社債	19,771	19,783	11	13	2
その他	83,905	82,211	△1,694	78	1,772
合計	695,906	694,815	△1,091	792	1,883

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの  
該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	439,862	813,357	373,495	375,975	2,480
債券	1,414,370	1,359,650	△54,720	6	54,727
国債	1,374,974	1,320,644	△54,329	2	54,332
地方債	3,100	3,085	△15	3	18
社債	36,295	35,919	△375	1	376
その他	908,058	900,403	△7,654	6,600	14,255
合計	2,762,291	3,073,411	311,120	382,583	71,462

なお、上記の評価差額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 4,506百万円を加えた 315,626百万円から繰延税金負債 114,341百万円を差し引いた額 201,285百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式等について4,344百万円の減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると思われる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であ

ります。

40. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

41. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	762,297	19,197	914

42. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	182,218
その他有価証券	
非上場社債	338,299
出資証券	135,840
非上場株式	91,524
非上場外国証券	6,489

43. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定日は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	26,971	1,470,814	706,043	106,121
国債	269	1,149,734	677,520	85,350
地方債	194	1,253	1,636	—
社債	26,506	319,826	26,886	20,771
その他	19,648	88,567	58,934	563,725
合計	46,619	1,559,381	764,978	669,847

44. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券で当期末に所有しているものが71,426百万円あります。これらは、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当期末においては当該処分をせずにすべて所有しております。

45. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,238,138百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,093,250百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

46. 従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債については、組込デリバティブを組

込対象である現物の金融資産とは区分して時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当期から同適用指針を適用し、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産と組込デリバティブ部分を区分せず一体として時価評価し、評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

47. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	18,678百万円
税務上の繰越欠損金	170,657
有価証券評価損	30,977
退職給付引当金	871
その他	38,874
繰延税金資産小計	260,059
評価性引当額	△51,909
繰延税金資産合計	208,150
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	114,341
その他	19,759
繰延税金負債合計	134,100
繰延税金資産（負債）の純額	74,050

48. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権（又は株主資本及び評価・換算差額等）に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は967,500百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示しております。

②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

49. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,184,681百万円、貸付信託1,065,084百万円です。

50. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は11.84%です。

**損益計算書** (平成18年4月1日から)  
(平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
<b>経常収益</b>		<b>338,709</b>
信託報酬		30,929
資金運用収益		166,915
貸出証券利息	利息	83,311
有価証券	配当	77,771
コルポレート	利息	978
買現先	利息	3
債借取引	受入利息	375
買入手形	利息	1
預金	利息	1,679
リース	受入利息	1,165
その他	受入利息	1,628
<b>役務取引等収益</b>		<b>107,825</b>
受入為替	手数料	1,157
その他	役務収益	106,667
<b>特定取引収益</b>		<b>3,291</b>
商品有価証券	商品収益	82
特定金融派生商品	商品収益	3,208
<b>その他業務収益</b>		<b>5,617</b>
外国為替	売却益	903
外国債等	売却益	4,336
金融派生商品	売却益	378
<b>その他経常収益</b>		<b>24,129</b>
株式等	売却益	14,860
その他	経常収益	9,269
<b>経常費用</b>		<b>211,548</b>
資金調達費用		61,942
預金	利息	25,528
譲渡性預金	利息	1,362
コルポレート	利息	4,322
売現先	利息	3,129
債借取引	支払利息	10,317
売渡手形	利息	11
借入金	利息	4,874
社債	利息	7,415
新株引受権	支払利息	0
その他	支払利息	4,980
<b>役務取引等費用</b>		<b>18,168</b>
支払為替	手数料	609
その他	役務費用	17,559
<b>特定取引費用</b>		<b>118</b>
特定取引有価証券	費用	100
その他	取引費用	18
<b>その他業務費用</b>		<b>5,846</b>
外国債等	売却損	4,464
外国債	償還	0
その他	業務費用	1,382
<b>営業経常費用</b>		<b>85,799</b>
その他	経常費用	39,671
貸倒引当金	繰入額	16,740
貸出金	償却	5,825
株式等	売却	738
株式等	償却	5,500
金銭の信託	運用費用	0
その他	経常費用	10,865
<b>経常利益</b>		<b>127,161</b>
<b>特別利益</b>		<b>19,204</b>
固定資産処分益		0
償却債権回収	益	3,389
退職給付信託返還益		15,814
<b>特別損失</b>		<b>948</b>
固定資産の特別損失		498
その他	特別損失	449
<b>税引前当期純利益</b>		<b>145,417</b>
法人税、住民税及び事業税		447
法人税等調整額		42,600
<b>当期純利益</b>		<b>102,370</b>

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用収益に係る収益総額	11,670 百万円
役務取引等に係る収益総額	4,498 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,097 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	896 百万円
役務取引等に係る費用総額	14,170 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	10,524 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 75円 23銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 46円 18銭

5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

6. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これに伴い、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

7. 営業経費には、負の退職給付費用14,875百万円が含まれております。なお、前期には、その他の経常収益の中に5,162百万円含まれておりました。

8. その他の経常費用には、貸出金売却損1,687百万円を含んでおります。

9. その他の特別損失は、過年度分に対応する役員退職慰労引当金繰入額449百万円であります。

10. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	中央三井 信用保証 株式会社	東京都 目黒区	301	ローン 保証業	所有 直接 50.0 間接 36.9	—	保証委 託関係	住宅ローン等 に係る被保証	2,598,050	—	—

なお、① 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は商品ごとに決定しておりますが、取引金額については当期末の被保証残高の合計額を記載しております。

② 保証料は、各種ローン債務者から直接または当社を経由して保証会社に支払っております。

③ 当期の代位弁済額は2,169百万円であります。

(参考)

信託財産残高表  
(平成19年3月31日現在)

中央三井信託銀行株式会社  
(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	779,689	金 銭 信 託	1,157,715
有 価 証 券	27,565	財 産 形 成 給 付 信 託	16,349
信 託 受 益 権	2,931	貸 付 信 託	835,890
受 託 有 価 証 券	261	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	326
金 銭 債 権	1,734	有 価 証 券 の 信 託	270
有 形 固 定 資 産	4,600,238	金 銭 債 権 の 信 託	2,725
無 形 固 定 資 産	7,472	動 産 の 信 託	70
そ の 他 債 権	46,495	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	80,689
銀 行 勘 定 貸	1,221,732	包 括 信 託	4,797,276
現 金 預 け 金	203,194		
合 計	6,891,315	合 計	6,891,315

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
3. 共同信託他社管理財産 116,226 百万円  
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金754,983百万円のうち破綻先債権額は263百万円、延滞債権額は10,890百万円、3ヵ月以上延滞債権額は104百万円、貸出条件緩和債権額は12,840百万円であります。また、これらの債権額の合計額は24,098百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

金 銭 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	264,089	元 本	1,184,681
有 価 証 券	16,337	債 権 償 却 準 備 金	13
そ の 他	904,215	そ の 他	△ 52
計	1,184,642	計	1,184,642

貸 付 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	490,894	元 本	1,065,084
有 価 証 券	9,141	特 別 留 保 金	5,753
そ の 他	573,373	そ の 他	2,571
計	1,073,409	計	1,073,409